

## 手形法・小切手法 授業内評価

〔第1問〕（配点：5点）

手形・小切手の機能と利用実態に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 約束手形の機能には、信用の手段としての機能が含まれる。
- イ) 2019年における日本の手形・小切手の手形交換高（交換枚数・交換金額いずれも）は、2000年における日本の手形・小切手の手形交換高（交換枚数・交換金額いずれも）よりも少ない。
- ウ) 日本では、現在、小切手よりも約束手形の方が、金額および枚数の点で多く用いられる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

手形・小切手と銀行取引に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 統一手形用紙は一応の目安にすぎないため、それ以外の用紙を用いて振り出された約束手形についても、日本の銀行は支払を行う。
- イ) 手形交換所での手形の呈示は、支払のための呈示としての効力を有しない。
- ウ) 銀行が手形を満期前に買い取る取引を、手形割引という。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

約束手形の振出に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 裏書人が遡求義務を履行しても、振出人の支払義務は消滅しない。
- イ) 手形の所持人が支払呈示期間内に適法な支払呈示を行わなければ、振出人は手形の支払義務を負わない。
- ウ) 通説によれば、振出人が手形に必要な事項を記載して署名すれば、手形を受取人に交付しなくとも、振出が成立する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

約束手形の手形要件に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 振出日よりも以前の日を満期とする手形も有効である。
- イ) 支払に条件を付した手形は無効である。
- ウ) 判例によれば、確定日払の約束手形に振出日の記載がない場合、手形要件の記載を欠くものとして、約束手形としての効力を有しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

約束手形の署名に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、P 合資会社の代表社員 A が手形の振出人欄に「P 合資会社 A」と記し A の印を押捺した場合、同手形は A が P 合資会社を代表して振り出したものと扱われる。
- イ) 署名の際に用いる名は、芸名でもよい。
- ウ) 通説によれば、A が、実在する他人 B の名称を用いて振出人としての署名をした場合、振出人としての責任を負うのは B である。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

約束手形の裏書に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 裏書の連続する手形の所持人は、手形の支払を求める際に、自己の実質的権利を証明する必要はない。
- イ) 通説によれば、受取人が A と記載され、第一裏書欄に「裏書人 A・被裏書人 B」の裏書人署名・被裏書人の記載がされ、第二裏書欄に「裏書人 C・被裏書人 D」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形を D が所持する場合に、D が権利行使をするためには、A から D までの権利移転の事実をすべて証明しなければならないわけではなく、B から C への権利移転の事実を証明すれば足りる。
- ウ) 振出人が「指図禁止」の文言を記載した裏書禁止手形について、受取人が手形債権を譲渡する方法は存在しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各約束手形のうち、裏書の連続があり、所持人が権利者と推定されるものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。

- ア) 受取人が「松山一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人松山一郎」の裏書人署名がされ被裏書人の記載がなく、第二裏書欄に「裏書人竹田二郎」の裏書人署名がされ被裏書人の記載がない手形（その他の裏書欄には記載がない）を、梅本三郎が所持する場合
- イ) 受取人が「北山金閣」（なお、北山金閣とは、鹿苑一郎の芸名であるとせよ）と記載され、第一裏書欄に「裏書人鹿苑一郎」の裏書人署名がされ被裏書人の記載がない手形（その他の裏書欄には記載がない）を、慈照二郎が所持する場合
- ウ) 受取人が「富良野一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人富良野一郎・被裏書人網走二郎」の裏書人署名・被裏書人の記載および（目的）として「取立のため」という記載がされ、第二裏書欄に「裏書人富良野一郎・被裏書人函館三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、函館三郎が所持する場合

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

約束手形の支払および遡求に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、支払場所の記載のある手形について、支払呈示期間経過後に支払呈示をすべき場所は、本則に立ちかえり、支払地内における手形の主たる債務者の営業所または住所である。
- イ) 手形法40条3項は、「満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ悪意又ハ重大ナル過失ナキ限り其ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ」と定め、同条は手形法77条1項3号により約束手形に準用される。手形法40条3項にいう「悪意」とは、支払を請求する者の無権利を知っていることをいう。

ウ) A が振出人、B が受取人かつ第 1 裏書人、C が第 1 被裏書人かつ第 2 裏書人、D が C から裏書を受けた手形所持人であるとする。D が遡求をする場合、C に対して遡求をしなければならず、B に対して遡求をすることはできない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第 9 問〕（配点：5 点）

約束手形の善意取得に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

ア) A が受取人かつ第 1 裏書人、B が第 1 被裏書人かつ第 2 裏書人、C が第 2 被裏書人かつ第 3 裏書人、D が C から裏書を受けた手形所持人であるとする。また、同手形は B が A から盗取したものであり、第 1 裏書を B が偽造したものであるとする。同手形について、B から C への裏書譲渡の段階で善意取得が生じる可能性はあるが、C から D への裏書譲渡の段階で善意取得が生じる可能性はない。

イ) 白地手形についても善意取得が商慣習法上認められる。

ウ) A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出したが、その後 A が振出の原因関係である B との間の売買契約を解除した場合、B はその手形を善意取得する可能性がある。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

手形法 17 条は「為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的關係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と定め、同条は手形法 77 条 1 項 1 号により約束手形に準用される。次のア) からウ) までの各事例のうち、手形法 17 条・77 条 1 項 1 号により振出人が所持人に対して抗弁を対抗することができない事例だけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、いずれの事例も、手形法 17 条但書には該当しないものとする。

- ア) A (振出人) は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した。B は同手形を C (所持人) に裏書譲渡した。C が同手形の支払を A に求めたところ、A は、手形金債務と、A が B に対して有する別の債権とを相殺すると主張した。
- イ) A (振出人) は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した (B はその後同手形を譲渡していない)。A は、振出の原因関係である B (所持人) との間の売買契約を解除した。
- ウ) A (振出人) は売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出した。B は同手形を C (所持人) に裏書譲渡した。その後、A の手形債務が時効によって消滅した。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

第10問に挙げた手形法 17 条・77 条 1 項 1 号に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記 1 から 6 までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、B が同手形を C に裏書譲渡し、C が同手形を D に裏書譲渡したという事案で、C が手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」ものにあたらない場合にも、D が手形法 17 条但書にいう「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知リテ手形ヲ取得シタル」ものにあたるのであれば、A は D に対して抗弁を対抗することができる。

- イ) 判例によれば、AがBに対する売買代金債務の支払のためにBを受取人とする約束手形を振り出し、BがCに対する売買代金債務の支払のために同手形を裏書譲渡し、その後、振出の原因関係であるAB間の売買契約と裏書の原因関係であるBC間の売買契約がいずれも合意解除され、Cへの売買目的物の返還も済んでいるが、Cが同手形をBに返還していない場合に、CがAに対して同手形の支払請求をしたとしても、Cは人的抗弁切断の利益を享受しうべき地位にはないため、Aは、手形振出の原因関係の消滅の抗弁をBに対してだけではなくCにも対抗することができる。
- ウ) 判例によれば、AがBを受取人とする約束手形を振り出し、BがCに対して負う債務の支払のために同手形を裏書譲渡し、その後同債務が完済されて裏書の原因関係が消滅したためCがBに同手形の返還義務を負う場合、CがAに手形金の請求をすることは、権利の濫用に該当し、AはCに対する手形金の支払を拒むことができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

約束手形の特殊の裏書に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、Aが振り出した手形を受取人BがCに裏書譲渡し、Cがその手形をDに裏書譲渡し、Dがその手形をBに裏書譲渡した場合、AがBに対して有していた人的抗弁がBからCへの裏書譲渡によって切断されたとしても、戻裏書によって再び同手形の所持人になったBに対して、Aは同抗弁を対抗することができる。
- イ) 支払呈示期間経過後に手形を裏書譲渡した者は、裏書人として担保責任を負う。
- ウ) Aが振り出した手形を受取人BがCに取立のために裏書した場合（公然の取立委任裏書）、Aは、Bに対する抗弁だけをCに対抗することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

民法のルールの手形行為への適用に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) A が約束手形を振り出し、未成年者である受取人 B が法定代理人の同意を得ずに当該手形を C に裏書譲渡した後で、B が裏書を取り消した場合、C は当該手形を善意取得する可能性がある。
- イ) A が約束手形を振り出し、未成年者である受取人 B が法定代理人の同意を得ずに当該手形を C に裏書譲渡し、C が当該手形を D に裏書譲渡した後で、B が裏書を取り消した場合、D は当該手形を善意取得する可能性がある。
- ウ) 判例によれば、約束手形の振出が詐欺によるものである場合、そのことは物的抗弁である。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第14問〕（配点：5点）

代理人による手形行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 判例によれば、約束手形の振出については、株式会社の取締役の利益相反取引に関する会社法 356 条 1 項 2 号および 365 条 1 項は適用されない。
- イ) 判例によれば、代理権を濫用して振り出された手形であることを知り、または知りうべかりし状態のもとに同手形を取得した者が、さらにこれを第三者に裏書譲渡した場合、本人は、手形法 17 条但書により、手形所持人の悪意を証明する場合に限って責任を免れることができる。
- ウ) 判例によれば、約束手形が代理人によってその権限を踰越して振り出された場合、民法 110 条にいう「正当な理由」を、直接の相手方またはその後の手形取得者が有していれば、表見代理が成立する。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

約束手形の偽造および変造に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 手形の偽造の場合、被偽造者がこれを追認することはできない。
- イ) 判例によれば、手形法 8 条による無権代理人の責任は、名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示したことに対する担保責任であるから、偽造の場合にはこの規定は類推適用されない。
- ウ) 判例によれば、受取人欄の記載が変造された場合であっても、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があるときは、同所持人は適法な所持人と推定される。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

白地手形に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 商慣習法上、白地手形は裏書によって譲渡することができるが、白地手形を裏書譲渡しても補充権は被裏書人に移転しない。
- イ) 判例によれば、白地手形の不当補充に関する手形法 10 条・77 条 2 項は、悪意・重過失なく白地手形を取得したうえ、あらかじめなされている合意と異なる補充を自らした所持人について適用される。
- ウ) 判例によれば、満期の記載のある白地手形の所持人の振出人に対する権利は、満期の日から 3 年をもって時効により消滅する。そのような白地手形の補充権は、別個独立に時効によって消滅するものではない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

時効と利得償還請求権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 手形所持人が約束手形の振出人に対して裁判上の請求をすれば、振出人に対する請求権の消滅時効の完成猶予の効力を生じるが、裏書人に対する遡求権の消滅時効の完成猶予の効力は生じない。
- イ) 判例によれば、約束手形の振出人の支払義務について消滅時効が完成した場合、裏書人に対する遡求権もこれに伴って消滅する。
- ウ) 判例によれば、A の B に対する消費貸借上の債務の支払のために約束手形が振り出されたが、消費貸借上の債務が時効によって消滅し、その後同手形上の債権も時効によって消滅した場合、B は A に対して利得償還請求をすることができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

約束手形の喪失に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 手形を喪失して公示催告の申立てをした者は、喪失した手形について裁判所が除権決定をした後は、同手形上の債務を負う者に対して権利を行使することができる。
- イ) 判例によれば、喪失した手形について裁判所が除権決定をしたとしても、除権決定よりも前に同手形を善意取得した者は、同手形に表章された手形上の権利を失わない。
- ウ) 判例によれば、喪失した白地手形について除権決定がされた場合、その白地手形の権利者は、手形外で白地を補充する旨の意思表示をし、これによって完成した手形上の権利を行使することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

小切手に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 小切手は、常に一覧払とされる。
- イ) 小切手の振出人は、反対の文言のないかぎり、支払を担保する。
- ウ) 日本の銀行取引の実務では、一般に、線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出人の銀行届出印の押印があるときは、その持参人に支払うことができるものとされる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

電子記録債権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものを、後記1から6までのうちからひとつ選び、チェックせよ。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとする。

- ア) 電子記録債権の原因関係上の抗弁は、物的抗弁である。
- イ) 電子記録債権は、分割して譲渡することができる。
- ウ) 電子記録債権の譲渡記録には、権利移転的効力、資格授与的効力、および、担保的効力が認められる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 4    [第2問] 3    [第3問] 1    [第4問] 5    [第5問] 2  
[第6問] 4    [第7問] 6    [第8問] 1    [第9問] 2    [第10問] 1  
[第11問] 5    [第12問] 6    [第13問] 2    [第14問] 2    [第15問] 3  
[第16問] 5    [第17問] 4    [第18問] 4    [第19問] 6    [第20問] 2